

5 通所型サービス費(みなし)

基本部分		注		注	注	注
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合
イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1 (1月につき1,655単位、1日につき54単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき+240単位	-376単位
	事業対象者・要支援2 (1月につき3,393単位、1日につき112単位)					-752単位
	事業対象者・要支援1 (1回につき380単位) 1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合					-376単位
	事業対象者・要支援2 (1回につき391単位) 1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合					-752単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算 (1月につき 100単位を加算)						
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)						
ニ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)						
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)						
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算()	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)				
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)				
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)				
(2) 選択的サービス複数実施加算()		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)				
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)						
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	事業対象者・要支援1 (1月につき 72単位を加算)				
		事業対象者・要支援2 (1月につき 144単位を加算)				
		事業対象者・要支援1 (1月につき 48単位を加算)				
リ 生活機能向上連携加算 (1月につき 200単位を加算) ただし、運動器機能向上加算を算定している場合は、1月につき+100単位)	(2) サービス提供体制強化加算()	事業対象者・要支援2 (1月につき 96単位を加算)				
		事業対象者・要支援1 (1月につき 24単位を加算)				
		事業対象者・要支援2 (1月につき 48単位を加算)				
ヌ 栄養スクリーニング加算 (1回につき 5単位を加算)(6月に1回を限度)						
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×59/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×43/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×23/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +(3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +(3)の80/100)					
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×12/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×10/1000)					

：支給限度額管理の対象の算定

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目